

## 「おおいた共創士」認証制度に関する規程

平成31年1月1日制定

### (趣旨)

第1条 この規程は、大学等による「おおいた創生」推進協議会規約（平成27年5月19日制定）第22条の規定により、「おおいた共創士」認証制度（以下「認証制度」という。）に関し必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 認証制度は、大学教育改革に加え、大分県に所在する大学、短大及び高専（以下「大学等」という。）と県内企業等との連携を強化することにより、大学等の学生（以下「学生」という。）の大分県内就職の促進及びキャリア形成を通して、「おおいた地域」を創生する人材の輩出を促進することを目的とする。

### (認証等)

第3条 大学等による「おおいた創生」推進協議会（以下「協議会」という。）は、認証制度において、第7条に規定する基準を満たす学生を次の各号に掲げるとおり認証する。

- (1) おおいた共創士
  - (2) おおいた共創士「匠」
- 2 前項により認証された者は、企業、自治体等が提供する就職優遇に関する制度（以下「就職優遇制度」という。）を利用することができる。
  - 3 就職優遇制度は、就職優遇を提供する企業又は団体ごとに設けることとし、毎年度見直すこととする。
  - 4 前二項に定めるもののほか、就職優遇制度に関し必要な事項は、別に定める。

### (教員・ステークホルダーによる選考会議)

第4条 おおいた共創士又はおおいた共創士「匠」（以下「共創士」という。）として協議会に推薦する者を選考するため、協議会に入会している大学、短大又は高専であって、認証制度を導入しているもの（以下「連携校」という。）に、教員・ステークホルダーによる選考会議（以下「ステークホルダー会議」という。）を設置する。

- 2 ステークホルダー会議は、第6条第1項第2号及び第3号の開講科目ごとに設置する。
- 3 前項に定めるもののほか、ステークホルダー会議に関し必要な事項は、別に定める。

### (おおいた共創士認証委員会の設置)

第5条 共創士として認証する者を決定するため、協議会におおいた共創士認証委員会（以下「認証委員会」という。）を設置する。

- 2 認証委員会に関し必要な事項は、別に定める。

### (開講科目)

第6条 共創士の認証のために設置する開講科目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) おおいた共創士及びおおいた共創士「匠」として認証するための基礎的な科目
- (2) おおいた共創士として認証するための必要科目

(3) おおいた共創士「匠」として認証するための必要科目

- 2 おおいた共創士の認証を希望する者は、前項第1号及び第2号の開講科目を受講することとする。
- 3 おおいた共創士「匠」の認証を希望する者は、第1項各号の開講科目を受講することとする。
- 4 共創士の認証に係る開講科目に関し必要な事項は、別に定める。

(認証基準)

第7条 おおいた共創士として認証する基準は、「大分を創る人材を育成する」カリキュラムルーブリックのレベルⅢ相当とし、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地域又は企業との協働事業等に参加して他者と共に地域課題及び企業課題並びに特徴を発見し、適切な解決策を企画・提案できる能力を有すること。
- (2) 社会人として必要かつ基礎的な汎用力を備えていること。
- 2 おおいた共創士「匠」として認証する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 前項第1号及び第2号の条件に適合していること。
  - (2) 企業力、起業力、地域力又は汎用力の分野において、優れた実績又は能力を有する人材であること。
- 3 第1項の「大分を創る人材を育成する」カリキュラムルーブリックのレベルⅢは別表第1のとおりとする。

(認証手続)

第8条 ステークホルダー会議は、別に定める条件に適合している者のうちから、前条第1項又は第2項の基準に基づき、共創士として認証委員会に推薦する者を決定する。

- 2 連携校は、前項により決定した推薦者の名簿を作成の上、協議会会長に提出する。
- 3 認証委員会は、前項により推薦された者のうちから、前条第1項又は第2項の基準に基づき、共創士として認証する者を決定する。
- 4 協議会会長は、前号により認証することを決定した者に対し、認証書を交付する。
- 5 第3項において認証することが決定された者について、共創士としてふさわしくない行為があったと認められるときは、その認証を取り消すことができるものとする。
- 6 前各号に定めるもののほか、認証手続に関し必要な事項は、別に定める。

(履修認定証の交付)

第9条 共創士として認証されなかった者のうち、別に定める条件に適合した者に対し、履修認定証を交付することができるものとする。

- 2 履修認定証の交付に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 認証制度に関する事務は、国立大学法人大分大学において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、認証制度に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月7日から施行する。

別表第1（第7条関係）

「大分を創る人材を育成する」カリキュラムループリック（抜粋）

学修の基準		参加（体験）して得た情報を基にして課題を指摘し、他者の意見も踏まえて課題解決の企画・提案ができる。
大分豊じょう化力	<p>企業力</p> <p>大分県を中心とした企業（職場）をフィールドにした豊じょう化力としての「企業理解」「企業への関心」「企業課題への対応能力」</p>	<p>企業の取組に参加して経済の動きと企業の経営戦略等を体験して課題を指摘し、企業自体の魅力発信や提供する商品・サービス企画を立案・提案することができる。</p>
	<p>地域力</p> <p>大分県を中心とした地域をフィールドにした豊じょう化力としての「地域理解」「地域への関心」「地域課題への対応能力」</p>	<p>地域の取組に参加して地域のまちづくりや特色ある産業を体験して課題を指摘し、地域の魅力発信や地域で取り組む企画を立案・提案することができる。</p>

学修の基準		多様な情報（課題）・人の中にあつて、情報や他者と適切に対応して良いもの（企画・人関係・自己）を創ることができる。
汎用力 ☆ 社会人基礎力	<p>対課題基礎力</p> <p>必要な情報入手し、その情報を基に目標を設定し、その目標を達成するための多様な要素を整理して組み立てて、計画を立て、その計画を基に実際の活動が出来るスキル</p>	<p>必要で多様な情報分析から課題や特色を指摘して、課題解決の方策を提案することができる。</p>
	<p>対人基礎力</p> <p>仕事を他者とうまくやって、仕事で成果をあげ、それを継続していくためのよりよい人的関係を創りあげていくためのスキル</p>	<p>組織や集団の一員として、他者の考えを受け入れて、自分の考えを他者に受け入れられる建設的な議論をすることができる。</p>
	<p>対自己基礎力</p> <p>自分自身のチカラを、いつでも、どんな環境でも、周囲の信頼を獲得しながら発揮し続けることができるスキル</p>	<p>組織や社会の一員として、必要に応じた適切な修正や新しい発想を取り入れるなどして持続的な取組ができる。</p>

※ 「大分を創る人材を育成する」カリキュラムループリックは、以下のURLを参照  
<http://bundaicoc.org/wp-content/uploads/2018/04/ruburikku-kigyou.tiikiryouku.pdf>